

遠方の病院等で出産や健診等を受けられる方へ 郡山市妊産婦等にやさしい遠方出産等支援事業のご案内

住所地（里帰り先の居住地含む）から、最も近い分娩・健診施設等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊産婦等の健診時等の交通費、分娩時の交通費と宿泊費（同行者分含む）を支援します。

1 対象者

- (1) 住所地（里帰り先の居住地含む。以下同じ。）から、最も近い妊婦健診・分娩施設まで、概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

例）南会津町の実家に里帰りをし、実家から概ね 60 分以上かかる会津若松市内の病院（最も近い妊婦健診・分娩施設）で妊婦健診や出産をする場合

- (2) 医学的な理由等により、受け入れ可能な周産期母子医療センター等で妊婦健診や分娩をする必要がある妊婦で、概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

例）郡山市の病院で健診や出産を予定していたが、医学的な理由から遠方の福島県立医科大学附属病院で健診・出産する場合

- (3) 住所地から、最も近い産婦健診実施施設まで、概ね 60 分以上の移動を要する産婦
- (4) 住所地から、最も近い産後ケア事業実施施設まで、概ね 60 分以上の移動を要する母子
- (5) 住所地から、最も近い乳幼児健診実施施設まで、概ね 60 分以上の移動を要する乳幼児及びその保護者

2 助成金額

- (1) 交通費

対象	上限回数	助成金額
分娩	1 回	① タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関により移動した場合…実費額
妊婦健診	14 回（※）	
産婦健診	2 回	② その他の移動手段により移動した場合 … 1 km 当たり 37 円として算出した額
産後ケア	7 回	
乳幼児健診	6 回	

※妊娠後期に遠方の分娩予定施設に切り替えた場合は 7 回



（裏面につづきます）

(2) 宿泊費

対象	上限回数	助成金額
妊婦	最大 14 泊	出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設等まで速やかに移動できる宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費…実費額（上限額 13,100 円）
同行者 （1 名まで）		

○助成金額の計算例

例）郡山市内の住所地から福島県立医科大学附属病院まで、片道 40 km の道のりで自家用車を使用し、妊婦健診 14 回（上限回数）と出産で合計 15 回通院した分の交通費を申請する場合

$$\begin{aligned} & \text{片道 40 km} \times 37 \text{ 円（1 km 当たりの市旅費規程）} \times 2 \text{（往復）} \times 15 \text{ 回} \\ & = \underline{44,400 \text{ 円（助成金額）}} \end{aligned}$$

3 申請方法

- (1) 申請書に必要書類を添えて、郵送又はこども家庭課（ニコニコこども館 3 階）窓口に提出して申請します。
- (2) 審査終了後（申請書受理から約 1 か月が目安）に支給の可否を決定し、申請をされた方へ通知します。
- (3) 口座振込での支給となり、金額と振込日は（2）の通知書に記載されます。

4 必要書類

- (1) 申請書
- (2) タクシー利用の場合は、利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- (3) 宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- (4) 出産日及び分娩施設、健診や産後ケアの実施日及び実施施設が確認できる母子健康手帳その他の書類
- (5) 助成金の振込先の口座番号等がわかるもの
（通帳、キャッシュカードまたはネット銀行の画面の写し）
- (6) 委任状（申請者（妊婦本人）以外の方の口座に振り込みを希望する場合）

5 申請期限

- (1) 分娩、妊婦健診、産婦健診・・・出産日から 1 年以内
- (2) 産後ケア・・・出産後 2 年以内
- (3) 乳幼児健診・・・対象となる健診の実施日から 1 年以内

6 申請・問い合わせ先

郡山市こども家庭課（ニコニコこども館 3 階）母子支援係
TEL 024-924-3691



郡山市子育てサイト